



# 栃木県公報

平成25年  
7月16日(火)  
号外  
第62号

## 目次

### 公 告

○公の施設に係る指定管理者の募集	1
教育委員会	
○公の施設に係る指定管理者の募集	4
企業局	
○公の施設に係る指定管理者の募集	6

## 公 告

### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年栃木県条例第4号）第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月16日

栃木県知事 福田 富一

#### I

- 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - 名称  
栃木県体育館
  - 所在地  
栃木県宇都宮市中戸祭1丁目6番3号
  - 設置の目的  
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
  - 規模等
    - 敷地面積  
33,688.45㎡
    - 施設の構造及び延床面積  
 (本館) 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造2階建、6,069.33㎡  
 (別館) 鉄筋コンクリート造2階建、1,154.07㎡  
 (プール館) 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、1,992.70㎡  
 (武道館) 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建、2,092.23㎡  
 (弓道場) 鉄骨造平屋建、463.31㎡
- 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - 管理の基準  
休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - 業務の範囲
    - 栃木県体育館の施設の維持管理に関すること。
    - 施設等の利用の許可に関すること。
    - 栃木県体育館の運営に関すること。
    - その他附帯する業務を行うこと。
- 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

平成25年8月16日（金）から同年9月17日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月17日（火）午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

## 7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階  
栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
([http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/sports02\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/sports02_menu.html))

## II

## 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

## (1) 名称

栃木県立日光霧降アイスアリーナ

## (2) 所在地

栃木県日光市所野2854番地先

## (3) 設置の目的

スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。

## (4) 規模等

## ① 敷地面積

13,917.00㎡

## ② 施設の構造及び延床面積

鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造2階建、6,073.29㎡

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

## (1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

## (2) 業務の範囲

① 栃木県立日光霧降アイスアリーナの施設の維持管理に関すること。

② 施設等の利用の許可に関すること。

③ 栃木県立日光霧降アイスアリーナの運営に関すること。

④ その他附帯する業務を行うこと。

## 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

## 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。（予定）

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

平成25年8月16日（金）から同年9月17日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（持参、郵送ともに同月17日（火）午後5時15分担当部局宛て必着とする。）

## 7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階  
栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
([http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02_menu.html))

## Ⅲ

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県グリーンスタジアム
  - (2) 所在地  
栃木県宇都宮市清原工業団地32番
  - (3) 設置の目的  
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
  - (4) 規模等
    - ① 敷地面積  
93,820.00㎡
    - ② 施設の構造及び延床面積  
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上3階建、10,240.49㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県グリーンスタジアムの施設の維持管理に関すること。
    - ② 施設等の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県グリーンスタジアムの運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月16日(金)から同年9月17日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月17日(火)午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階  
栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当  
電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
([http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/spoorts02_menu.html))

## Ⅳ

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県体育館分館
  - (2) 所在地  
栃木県宇都宮市今宮4丁目7番38号
  - (3) 設置の目的  
スポーツの普及振興及び県民の健全な心身の発達に寄与する。
  - (4) 規模等
    - ① 敷地面積  
5,769.78㎡

## ② 施設の構造及び延床面積

鉄骨鉄筋コンクリート造2階建、1,287.69㎡

## 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項

## (1) 管理の基準

休館日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。

## (2) 業務の範囲

- ① 栃木県体育館分館の施設の維持管理に関すること。
- ② 施設等の利用の許可に関すること。
- ③ 栃木県体育館分館の運営に関すること。
- ④ その他附帯する業務を行うこと。

## 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

## 4 指定管理者として指定する期間に関する事項

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)

## 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項

提出された申請書を基に栃木県体育施設指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。

## 6 指定申請の受付期間等

平成25年8月16日(金)から同年9月17日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月17日(火)午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

## 7 担当部局

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階

栃木県教育委員会事務局スポーツ振興課総務担当

電話 028-623-3414 FAX 028-623-3411 E-mail sports@pref.tochigi.lg.jp

## 8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

[http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/sports02\\_menu.html](http://www.pref.tochigi.lg.jp/m07/system/honchou/honchou/sports02_menu.html)

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

## ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月16日

栃木県教育委員会

## I

## 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項

## (1) 名称

栃木県立とちぎ海浜自然の家

## (2) 所在地

茨城県銚田市玉田336番地2

## (3) 設置の目的

青少年の健全な育成と生涯学習の充実に資する。

## (4) 規模等

## ① 敷地面積

185,605.29㎡

## ② 主な施設の構造、延床面積及び数量

(本館) 鉄筋コンクリート造地下1階地上4階塔屋2階建、17,958.73㎡、1棟

(ロッジ) 木造丸太組2階建、87.54㎡、2棟

木造丸太組2階建、68.04㎡、8棟

(屋外調理場) 鉄筋コンクリート丸太組及び鉄筋コンクリート造平屋建、129.60㎡、1棟

木造平屋建、49.00㎡、1棟

- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県立とちぎ海浜自然の家の施設の維持管理に関すること。
    - ② 栃木県立とちぎ海浜自然の家の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県立とちぎ海浜自然の家の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会にて選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月16日(金)から同年9月17日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月17日(火)午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階  
栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当  
電話 028-623-3405 FAX 028-623-3406 E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>)

## II

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県立なす高原自然の家
  - (2) 所在地  
栃木県那須郡那須町湯本157番地
  - (3) 設置の目的  
青少年の健全な育成と生涯学習の振興に資する。
  - (4) 規模等
    - ① 敷地面積  
27,798.96㎡
    - ② 施設の構造及び延床面積  
(研修棟)鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上2階建、2,912.77㎡  
(体育館棟)鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建、569.62㎡  
(宿泊棟)鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建、2,765.05㎡  
(体験プラザ)プレストレストコンクリート造平屋建、566.77㎡  
(浴室棟)鉄筋コンクリート造平屋建、366.73㎡
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
休所日その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県立なす高原自然の家の施設の維持管理に関すること。
    - ② 有料施設の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県立なす高原自然の家の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項

指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。

- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県立とちぎ海浜自然の家及び栃木県立なす高原自然の家指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月16日(金)から同年9月17日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月17日(火)午後5時15分担当部局宛て必着とする。)
- 7 担当部局  
〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館5階  
栃木県教育委員会事務局生涯学習課施設担当  
電話 028-623-3405 FAX 028-623-3406 E-mail syougai-gakusyuu@pref.tochigi.lg.jp
- 8 その他  
公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。  
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m06/index.html>)

(生涯学習課)

#### ○公の施設に係る指定管理者の募集

栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号)第3条第1項の規定により、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を次のとおり公募する。

平成25年7月16日

栃木県知事 福田 富一

- 1 当該公募に係る公の施設の設置の目的、規模その他当該公の施設の概要に関する事項
  - (1) 名称  
栃木県民ゴルフ場
  - (2) 所在地  
栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺828番地
  - (3) 設置の目的  
県民の健康づくり及び県民のスポーツへの参加の推進
  - (4) 規模等  
ゴルフ場面積71.5ha、18ホール、パー72、6,609ヤード
- 2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲に関する事項
  - (1) 管理の基準  
休業日及び利用時間その他の項目について公募要領に記載したとおりとする。
  - (2) 業務の範囲
    - ① 栃木県民ゴルフ場の施設の維持管理に関すること。
    - ② 栃木県民ゴルフ場の利用の許可に関すること。
    - ③ 栃木県民ゴルフ場の運営に関すること。
    - ④ その他附帯する業務を行うこと。
- 3 指定管理者の指定の申請をする法人等に必要な資格に関する事項  
指定期間中、安全かつ円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であることその他公募要領に記載した資格を満たすものとする。
- 4 指定管理者として指定する期間に関する事項  
平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とする。(予定)
- 5 指定管理者の候補者の選定の方法に関する事項  
提出された申請書を基に栃木県民ゴルフ場指定管理者選考委員会で選考を行い、その意見を聴いた上で、知事が指定管理者の候補者を選定する。
- 6 指定申請の受付期間等  
平成25年8月16日(金)から同年9月17日(火)までの日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(持参、郵送ともに同月17日午後5時15分担当部局宛て必着とする。)

7 担当部局

〒320-0033 宇都宮市本町12-11 栃木会館6階

栃木県企業局経営企画課企画調整担当

電話 028-623-3825 FAX 028-623-3826 E-mail kigyo-keiei@pref.tochigi.lg.jp

8 その他

公募要領は、担当部局に備え置くとともに栃木県ホームページからダウンロードできる。

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/j01/index.html>)

(経営企画課)